新型コロナウイルス感染症に関する

県民の皆様へのお願い

これまでも、感染の拡大防止のため、東京・大阪など緊急事態宣言対象 地域との往来の自粛、帰省・来県の自粛、繁華街の接待を伴う飲食店への 外出の自粛など、県民の皆様に行動の自粛をお願いしてきたところですが、 昨日、新潟県を含む全都道府県に緊急事態が宣言され、全都道府県が足並 みをそろえて事態を収束に向かわせるため、最低7割、極力8割程度の接 触機会の低減を目指すという、強い政府の姿勢が示されたところです。

このため、県といたしましては、政府の基本的対処方針を踏まえ、5月 6日までの間、県民の皆様に、次のとおり対応をお願いいたします。

- (1) 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持のために必要な場合等を除き、外出を自粛してくださるようお願いいたします。
- (2) 繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、外出を自粛いただきますようお願いいたします。
- (3) 他都道府県からの不要不急の帰省や旅行・来県など、都道府県を またいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けてい ただきますようお願いいたします。

特に、大型連休期間においては、都道府県をまたいだ不要不急の 移動を厳に避けていただきますよう、協力をお願いいたします。 事業者・団体等の皆様におかれましては、次のとおり感染予防の徹底をお願いいたします。

- (1) 遊戯施設、遊興施設等、不特定多数の人が集まる施設等においては、感染防止の観点から設備の定期的な消毒、来店者への手指消毒の呼びかけ等に取り組むとともに、観光施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設の入場者の制限等、適切な対応をお願いいたします。
- (2) 職場においては、手洗い・咳エチケットの励行、タオルや茶わんの共有をしないこと、ドアノブ・パソコン・受話器等の定期的な消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛のほか、事業所の換気励行、執務スペースの分散、従業員や店舗利用者の間隔の確保など、感染防止のための取組をお願いいたします。
- (3) また、自転車・徒歩等による通勤の推進、公共交通機関を用いる場合の時差出勤など、移動時における人との交わりを低減する取組をこれまで以上にお願いいたします。
- (4) 学校設置者におかれましては、感染拡大防止の観点から、学校を 臨時休業にするなど、引き続き児童生徒等の感染予防に全力を尽く していただきますよう、協力をお願いいたします。

県民の皆様におかれては、引き続き、感染を避けるため、いわゆる「3つの密(密閉、密集、密接)」が重なる場所を避けるだけでなく、いずれかの条件に該当する場所についても、できるだけ避けるとともに、手洗い、咳エチケットなど個人での感染予防の徹底を重ねてお願いいたします。

皆様には、生活に大きな影響を受けることとなりますが、県民一丸となって、この難局を乗り越えてまいりましょう。

令和2年4月17日